

# 農業委員会からのお知らせ

平成17年4月1日から  
標準小作料が変わります

小作料は、農地の貸し手と借り手の話し合いで決められるものですが、農業委員会ではその目安として「標準小作料」を定めています。  
適用期間は、平成19年3月31日までの2年間です。

## ◆標準小作料改訂(設定)一覧表(10a当たり)

農地区分	標準小作料額	
田	A	10,000円
	B	8,000円
	C	5,000円
	D	3,000円
	E	1,000円
畑	1,000円	

この標準小作料は、水稻作付けする場合の標準額です。その他作物を作付けする場合、不整形・小区画地等の耕作条件不利農地にかかる小作料の取り扱いについては、その状況に応じ、貸し手と借り手双方の協議で決めてください。

### ①土地の区分(ほ場整備田)

A	B区分以外の旧八鹿町の区域、小城、藪崎、大藪(千石田分)、養父市場、大塚、堀畑、上箇、鉄屋米地
B	八鹿町九鹿～同椿色、同岩崎、同大江、建屋、能座、森、三谷、船谷、大坪、稲津、浅野、新津、玉見、左近山、十二所、大屋町宮垣、同樽見、同中、同由良、同夏梅、同加保、同大屋市場、同山路、同笠谷、同大杉、同系原(向代、上ミノノ)、同宮本(高取、中村、池田、新田、坂本、段ノ下)、同門野(本田)、同蔵垣、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬
C	長野、餅耕地、畑、上野、中米地、奥米地、大藪(山田分)、出合、轟、安井、鶴縄、外野
D	大屋町系原(芝、大津田、坂尻口)、同宮本(中島、川端、行谷口、家ノ向、堂ノ向、鳥穴口)、同門野(門野垣地)、同須西、同和田、同篠、同中間、同栗ノ下、別宮、葛畑

### ②土地の区分(未整備田)

B	十二所(ほ場整備可能田)、広谷、上野、藪崎、養父市場、口米地
C	八鹿町八鹿、同下網場、同上網場、同九鹿、同小佐、同小山、同国木、同高柳(野原、岸ノ下)、同坂本、同浅間(神宮田井、四田谷)、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、森(ほ場整備可能田)、左近山(ほ場整備可能田)、伊豆、建屋、三宅、大谷、万久里、尾崎、関宮、吉井、中瀬、出合、轟、安井、鶴縄、小路頃、川原場
D	長野、餅耕地、森(C区分以外)、三谷、畑、新津、左近山(C区分以外)、十二所(B区分以外)、奥米地、中米地、旧養父町内の山田、大屋町宮垣(穴虫、奥田、縄手、越前、下湯、姫ノ宮、迎山、コイダハ、高江)、同樽見(上川原、中川原、六反、腰前、百合ヶ平)、同中・同由良(中島、川尻、宮ノ前、流田、ウツイノ、島崎、角田、岸ノ通、藤尾、下川原、大栗、二丁田、長屋前、長屋通、由良前、西ノ下夕、ホキ詰、池ノ尻、水谷、椋本、寺ノ前、五反田、深田、場口、早稲田、由良ノ下毛)、同夏梅、同加保(山端、宮西、鳥川原、東川、馬場崎、向田、下坪、田中、宮ノ前、向山田、原山田、中山田、坂口)、同大屋市場(中島、オノ木、立道、八代)、同山路、同笠谷、同系原(上ミノノ)、同宮本(高取、舟戸)
E	八鹿町舞狂、同石原、同日畑、同高柳(上山田、下山田)、同今滝寺、同坂本(蔵谷)、同大江(森ノ下、口ク口谷)、同小田(大谷下毛、水末)、同青山、同三谷、前記に定めのないこれに準ずる旧八鹿町内の土地、大屋町宮垣(D区分以外)、同上山、同樽見(D区分以外)、同中・同由良(D区分以外)、同加保(加保坂、ヒシ口)、同大屋市場(草谷、天神)、同大杉、同系原(家ノ奥、坂尻)、同宮本(D区分以外)、同門野、同須西、同和田、同蔵垣、同篠、同栗ノ下、同中間、同若杉、同横行、葛畑、別宮、外野、草出、梨ヶ原、丹戸、奈良尾、福定、大久保、旧関宮町内の山田

### 農家のための相談窓口 — 農家相談日の開設 —

農地の売買、貸借関係、小作料、農業者年金等何でも結構です。

お気軽にご相談ください。

■開催日 毎月1日(土、日)に当たる場合はその翌日)

※ただし、4月及び1月は5日(土、日)に当たる場合はその翌日)に開催します。

■相談会場 最寄りの庁舎(養父市役所又は各地域局)

■申込方法 ①住所 ②氏名

③電話番号 ④相談内容を左記申込窓口まで電話、郵便、FAXまたは直接面談にて事前にお申し込みください。

■申込締切日 ご希望の開催日の前月の20日(土、日)または祭日に当たる場合はその翌日)まで

日)まで

#### (申込窓口)

〒667-0198

養父市広谷250-1

養父市農業委員会

(☎)664-1450 同FAX

(ケーブル)664-0281)